

## **CiLEL PM会員サービス規約**

■本規約は、お客様がCiLELプレミアム会員（以下PM会員）サービスにご契約頂くにあたり、適用される契約条件を示すものです。本規約の全文をお読みいただき、内容を十分に理解したうえで、ご契約をお願いいたします。なお、本規約はCiLEL SYSTEM利用規約を前提としており、CiLEL SYSTEM利用規約に規定のない場合又はCiLEL SYSTEM利用規約と異なる場合は本規約が、他方本規約に規定のないものはCiLEL SYSTEM利用規約が適用されるものとします。

### **■PM会員とは**

以下に定める利用料金をお支払いいただくご契約をされることで、当社が指定するPM会員サービスをご利用いただくことができる有料の会員資格です。

PM会員サービスの詳細はこちらでご確認ください。

[https://cilel.jp/services/services\\_cilel/](https://cilel.jp/services/services_cilel/)

### **■PM会員サービスの契約について**

PM会員サービスの契約はお客様からのメールもしくはお電話でのお申し込みをもって成立するものとします。

### **■PM会員サービスの契約期間**

本サービスの契約期間は、当社の指定する銀行口座への初月の支払いがなされた時点を利用開始日として利用開始日を含む利用開始月の翌月から6ヶ月間とし、契約期間満了の時点で、当社または契約者から、継続しない意思表示がない場合、利用契約は1ヶ月間自動継続され、以後この例によります。

### **■最低利用期間**

PM会員サービスの最低利用期間は、サービス提供開始月を除いた翌月から6ヶ月とします。

### **■利用料金**

PM会員サービスの利用料金（以下PM会員費）は月額29,000円（税込）です。

PM会員費はご契約日から1か月分を前払いするものとします。なお、利用開始から6ヶ月経過後で自動継続になったのち、月半ばでPM会員サービスを解約された場合でも前払い分のご返金は致しかねます。

### **■支払い方法**

PMサービスの支払い方法は当社の指定する銀行口座への銀行振込にて行うものとします。なお、毎月定期支払設定をして頂くことを前提条件とします。

### **■PM会員サービスの解約**

PM会員サービスの解約については、弊社に対してお客様からの書面による退会の意思表示がなされた日をもって受理されるものとします。

契約者は、前項の最低利用期間内に利用契約の解約等があった場合は、最低利用期間の残余期間に対応する利用料金（月額×残余月数）を、当社が指定する方法により支払うものとします。

### **■PM会員サービスの解除**

弊社はおお客様が以下の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、何らの催告なくPM会員サービスの解除をすることができるものとします。

一 PM会員費のお支払いが1か月以上滞納した場合

（利用停止に至った場合も停止以前のPM会員費及び最低利用期間の会費等はすべてお支払いいただきます。）

一 本規約およびCiLEL SYSTEM利用規約に抵触すると認められた場合

一 その他弊社が社会通念・取引通念に照らし、PM会員サービス利用にふさわしくないと認めた場合

■PM会員サービスの終了事由

お客様が下記の事由に該当した場合、契約が終了するものとします。

- 一 当社でお客様の死亡が確認されたとき
- 一 支払不能、支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
- 一 仮差押、差押（租税滞納処分による差押を含む）を受けたとき
- 一 民事執行の申立て又は抵当権実行の申立てを受けたとき

■PM会員サービス資格の譲渡禁止

PM会員はそのPM会員サービス資格を他に譲渡すること（相続を含む）はできません。

■告知

PM会員への告知は、電子メールまたは個別チャットワークを通じて行われます。また、PM会員サービスに関する告知、ガイドラインの変更などは、変更1週間前までに弊社のサイト内でその旨のリンクを表示することにより行われます。

■本規約の変更権

弊社が必要と判断した場合には、いつでも本規約（料金、サービス内容含む）を変更することができるものとします。ただし、本規約の重要な要素を変更する場合には、事前に利用者に通知するものとします。変更が行われた場合は前項の告知方法に基づいて告知を行い、1週間以内に上記告知に対して異議申し立てがなされない場合は、当該変更に関して同意がなされたものとみなします。

以上